

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 8 号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 1 条 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第 5 条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した

経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6条を附則第8条とし、附則第5条中「前条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 第5条第6項および附則第4条の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条の次に次の1条を加える。

第5条 第5条第6項の規定により同条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を特定理学療法士等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等の総数は、第4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

（函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の後ろに「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、

教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第4条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育および保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。